

第1章 はじめに

田辺市域の景観行政は、平成21年1月1日に施行された和歌山県景観計画に基づき、和歌山県が景観行政に取り組んできました。その後、田辺市らしい景観を守り、創り、次代に継承するため、平成29年3月24日に田辺市が景観行政団体に移行し、田辺市としての目指すべき景観像や景観まちづくりの基本目標と景観に関するルールを定めた「田辺市景観計画」を策定するとともに、市、市民、事業者の責務、景観計画の策定手続、届出対象となる行為、景観審議会の設置や運営に関する事項などをまとめた「田辺市景観条例」を施行しました。

ただし、この時点における景観計画はあくまでも県計画を踏襲したものであり、さらに平成28年10月24日に世界遺産『紀伊山地の霊場と参詣道』に追加登録された鬮雞神社とその周辺の歴史的景観の保全については盛り込まれていません。

そこで、今回、市街地など人々の暮らしの場に内在または近接して立地する世界遺産の登録資産である鬮雞神社及び熊野本宮大社について、その歴史的・文化的価値を保全するため、景観計画において資産周辺とともに重点的な景観形成エリアを位置づけることとしました。

また、現在、山間部とひとくりに景観計画区域としている中心市街地についても、紀南地域の中心拠点に相応しい都市機能・土地利用の更新に合わせ、良好な市街地景観の形成を図るため、地域としての景観形成方針、景観形成基準を定めることとし、田辺市景観計画の改定を行うこととしました。

市民憲章

わたくしたち田辺市民は、美しい海・山・川の豊かなめぐみに感謝し、先人たちが築きあげた歴史と文化をうけつぎ、自治と福祉のこころにあふれたまちをつくるため、ここに市民憲章をさだめ、力を合わせてその実行につとめます。

- ・豊かな自然を大切にし、調和のとれた美しいまちをつくりまします。
- ・歴史と伝統に学び、教養を高め、文化のかおるまちをつくりまします。
- ・スポーツに親しみ、心身ともに健康で、希望にみちた楽しいまちをつくりまします。
- ・人権を守り、たがいに助け合い、明るく平和なまちをつくりまします。
- ・時と資源を生かし、働くことを喜び、共に栄えるまちをつくりまします。

市の木・花・鳥

木：うばめがし



花：梅



鳥：めじろ

